

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

2026年2月18日

（宛先）京都市長

（申請者） 〒108-0075

住所 東京都港区港南一丁目8番15号

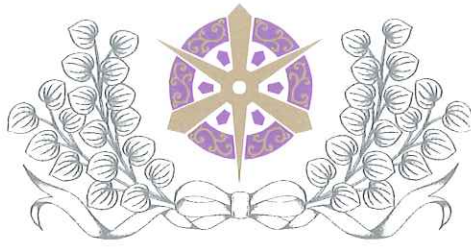


ふりがな 氏名 につぼんかもつてつどうかぶしきがいしゃ
日本貨物鉄道株式会社
いぬかい しん
代表取締役 犬飼 新
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号（050）2017-4047

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲</p> <p>取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。</p>	<p>保管積替えを含まない。</p> <p>①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残渣⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑭がれき類⑮ばいじん</p> <p>以上15種類（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。） （石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等を除く。）</p>
<p>事務所（主たる事務所）及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒530-0012 大阪市北区芝田二丁目4-24 電話番号（050）2017-4154</p> <p>事業場 〒600-8851 京都市下京区梅小路頭町10 電話番号（075）314-6534</p>
<p>事業の用に供する施設の 種類及び数量</p>	<p>貨車（7,088両） コンテナ（573個）</p>
<p>積替え又は保管を行う場合 積替え又は保管を行うすべての場所の ① 所在地 ② 面積 ③ 当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 ④ 当該場所ごとの積替えのための保管上限と積み上げることができる高さ</p>	<p>該当なし</p>
<p>* 事務処理欄</p>	



許可番号06501004578

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役 犬飼 新
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

京都市長 門 川 大 作



許可の年月日 令和 3年 5月 24日

許可の有効年月日 令和 8年 3月 10日

1. 事業の範囲

積替え保管を含まない収集運搬

- | | |
|------------|--|
| ①燃 え 殻 | ⑨織 維 く ず |
| ②汚 泥 | ⑩動 植 物 性 残 さ |
| ③廃 油 | ⑪ゴ ム く ず |
| ④廃 酸 | ⑫金 属 く ず |
| ⑤廃 アルカリ | ⑬ガ ラ ス く ず、コ ン ク リ ー ト く ず 及 び 陶 磁 器 く ず |
| ⑥廃 プラスチック類 | ⑭が れ き 類 |
| ⑦紙 く ず | ⑮ば い じ ん |
| ⑧木 く ず | |

以上15種類 (水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)
(石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 3年 3月11日	新規許可
平成 8年 3月11日	更新許可
平成13年 3月11日	更新許可
平成18年 3月11日	更新許可
平成23年 3月11日	更新許可
平成28年 2月10日	変更届 (品目の一部廃止)
平成28年 3月17日	更新許可
令和 3年 5月24日	更新許可
令和 4年 8月24日	変更届 (代表者)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無